

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十九号

平成二十三年八月二十三日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君
理事 北神 圭朗君
理事 楠田 大蔵君
理事 近藤 洋介君
理事 西村 康稔君
理事 相原 史乃君
理事 石森 久嗣君
理事 金森 正君
理事 川島智太郎君
理事 熊田 篤嗣君
理事 齋藤やすのり君
理事 杉本かずみ君
理事 高松 和夫君
理事 橋本 勉君
理事 山本 剛正君
理事 梶山 弘志君
理事 高市 早苗君
理事 西野あきら君
理事 望月 義夫君
理事 吉井 英勝君
理事 園田 博之君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

委員 榑 万里君
委員 後藤 齋君
委員 谷畑 孝君
委員 佐藤 茂樹君
委員 池田 元久君
委員 緒方林太郎君
委員 川口 博君
委員 木村たけつか君
委員 齊木 武志君
委員 白石 洋一君
委員 平 智之君
委員 中山 義活君
委員 花咲 宏基君
委員 吉田おさむ君
委員 近藤三津枝君
委員 橋 慶一郎君
委員 額賀福志郎君
委員 稲津 久君
委員 山内 康一君

参考人
(原子力安全委員会委員長) 班目 春樹君
經濟産業委員会専門員 綱井 幸裕君

委員の異動
八月二十三日

石関 貴史君 補欠選任
柴橋 正直君 相原 史乃君
金森 正君 石関 貴史君

同日
柴橋 正直君 補欠選任
石関 貴史君 相原 史乃君

同日
石関 貴史君 相原 史乃君
柴橋 正直君 石関 貴史君

同日
理事石関貴史君同日委員辞任につき、その補欠として榑万里君が理事に当選した。

八月二十二日
中小企業支援の拡充に関する請願(吉井英勝君紹介)(第二三二二号)
同(石川知裕君紹介)(第二三四七号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三八四号)
原発からの撤退を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二三四八号)
同(笠井亮君紹介)(第二四〇七号)
同(志位和夫君紹介)(第二四〇八号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四〇九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二四一〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二四一五号)
東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原発推進政策の抜本見直しと持続可能な自然エネルギーへの転換に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二三九八号)
同(笠井亮君紹介)(第二三九九号)
同(榑田恵二君紹介)(第二四〇〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇一号)
同(志位和夫君紹介)(第二四〇二号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四〇三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二四〇四号)
同(宮本岳志君紹介)(第二四〇五号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四〇六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出第五一号)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、理事に榑万里さんを指名いたします。

○田中委員長 内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対し、後藤齋君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案、吉井英勝君から、日本共産党提案による修正案並びに山内康一君から、みんなの党提案による修正案がそれぞれ提出されております。各修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。後藤齋君。

る法律案の両案を議題といたします。
この際、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対し、後藤齋君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案、吉井英勝君から、日本共産党提案による修正案並びに山内康一君から、みんなの党提案による修正案がそれぞれ提出されております。各修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。後藤齋君。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤(意)委員 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま提案のありました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案について、その趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。
エネルギー安定供給の確保、地球温暖化対策、我が国の国際競争力強化及び産業の振興、地域の活性化等の観点から、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることは急務となっております。よって、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入が一層促進され、国民経済等の健全な発展に寄与できるよう、本修正案を取りまとめた次第でございます。

以下、主な内容について御説明申し上げます。
第一に、経済産業大臣が調達価格等を定めようとする場合には、関係大臣に協力等を行い、新たに設置される調達価格等算定委員会の意見を尊重しなければならないこととしております。この調達価格等算定委員会は、委員五人で、資源エネルギー

ギ一庁に設置され、その委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を経て経済産業大臣が任命することとしております。

第二に、賦課金の特例として、経済産業省令で定めるところにより、製造業については電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者、製造業以外の業種については電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令に定める量を超える事業所を認定し、その事業所の賦課金については、規定により算出された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位にに応じて当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とするとしております。

なお、この認定については、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に行い、認定された場合は、名称、住所、電気の使用量等、経済産業省令で定める事項について公表するとともに、不正等があった場合には認定の取り消し及び罰則を科すこととしております。

第三に、東日本大震災により著しい被害を受けた事務所、住居等の電気の利用者について、政令で定める者に対しては、平成二十五年三月三十一日までの間において賦課金の額をゼロ円とするとしております。

また、その他所要の措置を講ずることとしております。以上が、本修正案の提案理由及びその主な内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○田中委員長 次に、吉井英勝君。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○吉井委員 私は、日本共産党提出の修正案について趣旨説明を行います。

まず、政府提出のいわゆる再生可能エネルギー固定価格買い取り法案に対する日本共産党修正案について、その内容を説明するものでございますが、我が党は、かねてから再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を提唱してきました。本委員会でも、二年前のいわゆる非化石エネルギー関連二法案に対する修正案として提起してきたところであります。

今回、政府が、不十分なながらも再生可能エネルギーの固定価格買い取り法案を提出したことは評価いたします。しかし、政府案には、住宅用太陽光発電の買い取りを余剰電力に限っている点や、国会関与が盛り込まれていないこと、接続要件が電力会社優位の点など、改善すべき点が残されています。とりわけ、電力会社の地域独占のもと、ブラックボックスの総括原価方式を大前提として、再生可能エネルギーの買い取りコストのみを電気料金に賦課金として転嫁する仕組みとなっていることは大きな問題です。

以下、修正案の趣旨及び内容を御説明いたします。

審議の中で明らかになったように、電気料金のものになっている総括原価には、原発立地自治体への交付金の原資となる電源開発促進税や使用済み核燃料の再処理費用などの原発付加金ともいえるべき負担金が、少なく見積もっても一キロワット時当たり〇・七三円含まれています。これらの隠されたコストは、政府の言う再生可能エネルギーのピーク時〇・五円の負担をはるかに超えるものです。

地球温暖化対策に加え、三月十一日に発生した東京電力福島第一原発事故は、原発依存のエネルギー政策から持続可能な再生可能エネルギーへの転換をいよいよ国民的課題としました。

そこで、修正案の趣旨は、電気料金の総括原価に含まれている原発の隠されたコストを含めて固定価格買い取り制度の設計を変更しようとするも

のです。このため、その第一歩として、政府案の買い取り制度に修正を加え、年間およそ三千五百億円の電源開発促進税を再生可能エネルギーの普及に活用しようとするものです。これにより、再生可能エネルギーの爆発的普及と電気料金への賦課金の転嫁の抑制、負担の軽減とを両立させようとするものであります。

修正内容は、附則に「電気の利用者に配慮した負担の見直し」の条文を追加し、原子力から再生可能エネルギーの利用への転換の推進等のエネルギー政策の見直しが必要であることにかんがみ、電気の利用者の負担軽減の観点から、主に原発推進のための税財源となっている電源開発促進税の課税目的を含めたエネルギーの需給に伴う負担のあり方について見直しを行うというものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 次に、山内康一君。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○山内委員 たいま議題となりました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、みんなの党を代表して、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本修正案は、電気としての再生可能エネルギー源の利用の速やかな拡大を図る観点から、決定した調達価格及び調達期間の国会への報告義務、環境大臣の関与強化等の新たな措置を講ずるものであります。

第一に、政府は、再生可能エネルギーの調達価格及び調達期間を定めた際には、国会に対して報告しなければならないこととしております。

第二に、電気事業者が特定供給者から接続請求された際、当該接続を拒否できる事由から当該

電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」を削除することとしております。

第三に、調達価格及び調達期間の決定並びに再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等に際し、経済産業大臣は環境大臣に協議しなければならないこととしております。

第四に、政府は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等に当たっては、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故の発生後に電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給に適切に配慮することとしております。

第五に、政府は、この法律の実施状況については、少なくとも二年ごとに検討を加え、平成二十八年三月三十一日までにこの法律の廃止を含めた見直しを行うこととしております。

第六に、政府は、この法律が施行されるまでの間に、発電事業と送配電事業の分離の実施等、電気事業制度のあり方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

第七に、政府は、環境保全の観点から再生可能エネルギー源の利用を促進するため、エネルギー政策に関し、環境省も含めた行政組織のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて各修正案の趣旨の説明は終わりました。

○田中委員長 この際、お諮りいたします。両案及び各修正案審査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として財務省主計局次長太田充君、資源エネルギー庁長官細野哲弘君及び資源エネルギー庁省工

ネルギー・新エネルギー部長安井正也君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 これより両案及び各修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷畑孝君。

○谷畑委員 おはようございます。自由民主党の谷畑孝でございます。

海江田大臣も、菅内閣が発足をして、この一年間というのは、政治家でいえば十年あるいは二十年の経験がわずか一年で経験された、私はそのように思います。とりわけ三月十一日の大震災、それから福島における原発事故。同時に、未曾有の円高。そして、日本の経済が二十年間足踏みをし、そういう状況にあって、私はお隣の韓国へよく国際会議に行きますけれども、一九九〇年代の後半、あの金融の破綻からよみがえって、産業の再編成をして、どこの国よりも自由貿易協定をしつかりと結んで、そして常に景気回復を実現している。それに比べて日本は、閉塞感、しかも景気は一向に回復しない、こういう状況だと思っておりますね。

特に、海江田大臣は、環太平洋パートナーシップ協定を実現するというところで大島前大臣から交代をしてきたわけでありまして、そういう状況の中で、私は率直に言うて、経済産業省はほんまにもう解体しているんじゃないかと。日本の経済を、どこの省庁が責任を持って旗を振るのか。これは厚生労働省がやるんですか、外務省がやるんですか。日本の経済をどこの省が責任を持って発展させるのか。

そういうことは、多分、海江田大臣は、この一年間の中で、人にはいろいろな言えないものがあったのではないかと、私はそう思うんですね。今回の

この法案でも、菅総理が、私の顔を見たくなく、りやこの法案を一日も早く通して欲しいと。こゝろなばかなことを、我々は、顔が見たくないとあるとか、そういうことじゃなくて、この再生エネルギーが大事だから十八時間以上かけてこれを審議しているわけなんですね。そういうことで、海江田大臣は、本当に人間性を感じますし、すばらしい大臣だと私も思っております。

この一年間の経験の中で、経済産業省を今後どう立て直していくのか。次はまた海江田大臣であるのかないのかよくわかりませんが、今後、今後の経済産業省の行く末、しつかりと柱を立ててやっついていかないと、国民から信頼を得ることはできない。そういうことで、長く苦勞をされた海江田大臣に、経済産業省の今日の直面した状況、円高の問題等を含めて、しつかりとした決意と方向性をお示し願いたいと思っております。

○海江田国務大臣 おはようございます。

本日に谷畑委員には、この経済産業省の仕事に對して、経済産業省の仕事というより日本経済に對して、種々御高見をお聞かせいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

私も、ことしの一月でございますから、まだ一年はたっておりませんが、まさに疾風怒濤の半年余りであった、そういう思いを大変強くしております。

三月十一日の大震災、そして、それによる東京電力の福島第一原子力発電所の事故が起きるまでは、本来の経済産業省の業務、任務に当たることのできたわけでございますが、未曾有の大震災、そして、本日にあってはならない大事故ということでございますので、この数カ月はそちらに没頭してまいりまして、経済産業省の本来の仕事、今委員から御指摘のありました、日本の経済を前に向かってしつかりと引つ張っていくということができなかった。

あるいはこれは私がお話をするより委員が一番御存じで、いろいろな提案もいただきました。や

はり、日本の経済の中で、中小企業のあり方の問題、そういった問題に当然経済産業省として力を尽くしていかなければいけないわけがございますが、なかなかそれが十分できなかったというのが私は本日に大変残念なところであります。

そして、今委員からも御指摘がありました、日本が内向きになっている、そして、日本が内向きになっている間にも世界は動いているわけがございますから、私も、そのおくれというものにこれから懸命になって取り組んでいかなければいけない、かように考えております。

余り長くお話をしましても、委員の持ち時間は短い時間でございますから、このぐらいにいたしますが、今後ともどうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○谷畑委員 それで、聞くところによりますと、民主党の代表選挙が二十九日、そして、新しい日本のリーダー、総理大臣が三十一日に決まってくるだろう、こういうふうに言われています。もちろん、民主党さんということでもありますから、私も、鳩山政権から菅政権、そして三度目と。一回政権をかえたらと大変な国民の期待をいただいて、もうはや三人目の党首選挙をやるといって、こういう中で国民の皆さんも非常に注視をしておるんじゃないかと思っております。

そこで、この経済産業委員会でも非常に頑張つてこられた海江田大臣が、党首選挙に出る、こういうことをお聞きするわけですが、きょうは、海江田大臣が鍛えられた、しかも涙も流さず、いろいろな人生模様があり、官邸からはしごも外された、いろいろあった委員会ですけれども、ぜひ一言、決意というのか、出るなら出る、ひとつ気持ちをお聞きしたい、こう思います。

○海江田国務大臣 これは政党の中のことでございますので……。ただ、政党の中ではありますけれども、今民主党は与党を預らせていただいておりますので、それは政党の党首を選ばず選挙では

なくて日本国の総理大臣を選ばず選挙。そういう気構えで、きょうここに委員として参加している皆さんも、そういう気構えで恐らく一票を投じられるのではないだろうかというふうに思っております。

私もそう思っております。

○谷畑委員 わかりました。まあ、よくわからぬところもあるんですけども、立候補される、こういうふうに思います。大いに頑張ってください。さ、再生可能エネルギーの買い取り法案の審議に入ります。

まず冒頭に、この法案の背景ですが、これも参事人の委員会のときに私も発言したんですけれども、二〇三〇年には再生エネルギーというものを二〇%をめどに持っていくんだ、あるいは日本の原発を五三%にしていくんだ、それはもちろんCO₂、一九九〇年対比で二五%、それを実現していくために非化石燃料というのをふやしていく、そういう道筋の中にこの法案があったわけですね。

私は思うんですけども、これだけの大きい国で、経済大国の日本で、エネルギーというのは基本的なことでありまして、エネルギーなくして産業を支えることはできないはずがないわけでありまして。私は、そういう意味では、総合的エネルギー政策とこの再生可能エネルギーとがきつちりドッキングして、いわゆるベストミックスという形でこそ、国民にも説得できるし、方向がなきやならぬ。それを菅総理はこれは白紙だと言ったわけですから、白紙でこの再生可能エネルギーだけが走っているということですね。

だから、ぜひ早急で、この白紙というものから一歩踏み出してどうベストミックスにしていくのか、そういう点をしつかりしないと。例えば天然ガスにしようとするんだしたら、天然ガスの国際的戦略を持って、パイプラインを含めて、ロシアから引くとか、そういういろいろな戦略を持たないと、行き当たりばったりでは私はいかぬと思

ます。

これは、一言だけ、どういう考え方を持っておられるか、お聞きします。

○海江田国務大臣 谷畑委員御指摘のように、そもそも、昨年、一昨年になりましたが、エネルギー基本計画を決められました、その中で今委員御指摘のような数字もあつたわけでございますが、今般の東京電力福島第一発電所の事故もあつて、原子力の依存を五三%というのはもう到底無理だ、これはすべての委員あるいは国民の理解をするところになりました。

では、それが何%なのかということはまだ決まっておりますが、その中で原子力のエネルギーが減つた分をどこから持つてこなければいけないか。もちろん、足元の課題を見れば、これは火力の問題でありますとか、LNGの問題でありますとか、石炭火力でありますとか、そういったエネルギー源に頼るといふこともありますが、中長期的に見まして、どこをふやさなければいけないかということであれば、やはり今御審議いただいております再生可能エネルギーをふやしていくかなければいけないことは、これは多くの方が理解をいただけたところだろうと思っておりますので、その意味では、それこそエネルギー基本計画が何%、何%、何%と数字はまだ入っておりませんが、方向性においては、今、この議会でこの法案について御審議をいただき、成立をさせていただくというところは決して間違っていない、そう考えております。

○谷畑委員 もう時間がなくなってきましたので、あと一言。

この法案、ずっと私も審議に参加して、一番大事なのは、どういう価格でこれを買取るか、それからどういふ期間か、これに尽きますよね。高過ぎたら消費者と産業界にサーチャージで行くだけで大変だし、低過ぎたら新しい再生エネルギーをやるうかという人が参入できない。だから、ぜひこの価格については、第三者機関というのか、これがしっかり透明度を明らかにする、こういう

ことが大事だと思うんですね。

それとも一つ、サーチャージで上に乗せていくわけですから、とりわけ電力をたくさん使う多消費型、電灯とかそういうところでですね、ここはドイツでも減免をやっているということでありますから、ここはやはりしっかりと減免システムをつくり上げて空洞化を阻止する、こういうことが非常に大事だと思います。

一言だけお答えいただきまして、私は質問を終わります。

○海江田国務大臣 先ほどエネルギー基本計画を、一昨年と言いましたが、昨年でございますので。

それから、今お話がございましたけれども、幾つか論点がございまして、価格の決定を透明化するということ、もとより私どもも考えていたこととありますが、それをどうシステム的に保障していくかということ、今御議論いただいたようなことになったということ、ございまして、それを尊重させていただきたいと思っております。

それから、サーチャージにつきましても、これは、本来私どもは、まず最初の導入でございまして、それぞれがその負担をお願いしたいということで、申し上げておりました。これにつきまして、与党、野党の間で議論があつたやに聞いております。先ほどの法案の修正もございまして、そういつたものもしっかりと踏まえていきたい、そう考えております。

○谷畑委員 大臣には最後の質問だと思つてあります。

○田中委員長 次に、梶山弘志君。

○梶山委員 自由民主党の梶山弘志でございます。この法案は、本日、修正案も提出をされて、審議も大詰め段階に差しかかってまいりました。環境の問題、さらには福島原発事故、それらを踏まえて、エネルギー構造の多様化、そしてエネルギー構造の転換を図るといふ大きな目標があるわけでありまして、一方では、この中身、

制度設計を誤ると、国民生活、雇用、そして日本の経済にも大きな影響を与える可能性がある法案だと感じております。それらの留意点を踏まえて修正案が出てきたことと存じておりますけれども、きょうは、政府、そして修正案提出者に質問をさせていただきたいと思つております。これまでの議論を確認しながらの質問とさせていただきますと思つております。

まずは政府にお伺いしたいんですけども、○八年五月に、電力が、当時の電力会社の設備で太陽光一千万キロワット、風力は五百万キロワットまで受け入れ可能という発表がありました。そして、今回の法案の審議の中で、経産省の参考人の答弁の中で、この買い取り法案を通した場合に、二〇二〇年には二・五%の比率にする、そのときの買い取り量というのは二六六万キロワットだといふ答弁もあつたわけでありますけれども、現状で一千万まで大丈夫ということでありまして、一千万キロワットに到達するのはいつごろと想定しているのか、答弁願いたいと思つております。

○海江田国務大臣 梶山委員にも、本当に本委員会を通じて貴重な御意見を賜りましたありがとうございます。

その上で、太陽光一千万キロワットでございますが、二〇一〇年代の中ごろと私どもは考えております。

風力についてはお尋ねがございませんでしたけれども、よろしゅうございますか。

○梶山委員 結構です。

一千万キロワットを二〇一〇年代中ごろに超過をするということでありまして、現有の設備で一千万キロワットまで大丈夫だということ、それを超えれば設備投資をしなくてはならないということでありまして。

その設備投資の中身でありますけれども、余剰電力対策、これは蓄電池のことだと思つております。出力変動、急激な変動の対策ということ、これは今開発中のスマートグリッドであると

か、蓄電池ということ、周波数を一定に抑えていくということだと思つております。さらには、配電網の電圧の対策ということで、これは柱上の変圧器、電柱の変圧器を増設していくということ、対応ができることと思つておりますけれども、もう一つ対策として出力抑制というものもあるわけであります。この四点が対策ということ、よろしいでしょうか。

○海江田国務大臣 よろしいかと思つております。

○梶山委員 この対策をするに当たつて、出力抑制をどのくらいにするかということ、設備投資の金額もかなり変わってくるはずであります。

設備投資というのは、当然、需要家に料金としてはね返っていくこととありますから、できるだけその設備投資は抑えたい、抑えるために出力抑制をする、今度は新たな発電業者からの買い取り量が減つてしまふという、バランスの問題が出てくるわけでありますけれども、その点、どうお考えでしょうか。

○海江田国務大臣 まさにこの一千万キロワットを超えましたところで出力抑制のための費用も生じてございようかと思つておりますが、今、私どもでは、その費用が年間およそ二千億円という試算をしております。

○梶山委員 二千億円という試算の前提は、多分、年間最大三十日出力抑制をするという前提で出てきた数字かと思つておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○海江田国務大臣 それで構いませんが、あともう一つだけ、これは、太陽光発電の導入量が二千万キロワットという条件もつけてございまして、それで試算をしますと、先ほどお話をした二千億円ということになります。

○梶山委員 出力抑制に関しては、多分、この法律の第五条第一項第二号で「当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあります」ということで定められているわけでありまして、この運用をしっかりとしない、普及がおくれる可能性もある。場合によつて

揮するようにしていただきたいんですけれども、コメントできる範囲で大臣からお願いいたします。

○海江田国務大臣 もとより、私も、経産省から切り離すということとは委員も御理解いただいていると思いますが、そういう考え方でやってまいりました。

その上で、いよいよこれから経産省から切り離されるわけですが、やはり保安院に必要なものは、一つは独立性でございますね。それから二つ目は、専門性であろうかと思えます。そして三つ目に、そうした独立性、専門性を有することによって国民からの信頼を得ると、この三つの要素が大変必要だろと思っておりますので、私も、保安院を送り出すに当たって、やはりしっかりと士気高く、独立性と専門性と国民からの信頼を得られるように頑張ってもらいたい、こういうつもりでおります。

○梶山委員 ありがとうございます。大臣も、おやめになった後もぜひこの思いを忘れずに、原子力行政、経済産業行政に取り組んでいただきたいと思えます。お疲れさまでした。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、西村康徳君。

○西村(康)委員 自民党の西村康徳でございます。

修正案提出者の一人として答弁もさせていただきます、また、修正案について、その考えるところ、趣旨について後ほど大臣にも伺いたいと思えますが、その前に、先ほど同僚の谷畑委員から御質問がありましたけれども、大臣、非常に面白いな答弁をされましたが、民主党代表選挙に出られるという意思を固められていると伺っております。これまで大臣とは、私は自民党の経済産業部会長、影の経済産業大臣ということでこの場でも何度も議論をさせていただきました。将来、ひよっとすると、党首と総裁として党首討論をやらせていただくことになるかもしれない。ぜひ経済政策も大臣は頑張っていたいただきたいと思

いますし、今後とも経済政策を議論させていただきます、よりよい日本の発展のために政策を与野党を超えてできるように努力をしたいと思います。

その関連で、エネルギー政策の基本的なことに二つお伺いをしたいと思います。

一つ目、これは余り通告してなかったんですが、CO₂の例の二五%削減の件であります。

原発が定検停止で立ち上がらずに次々とまわっていき、さらに新設はなかなか難しい、現実的には無理だ、当面無理だという現実があります。当初、民主党の計画では十四基、五〇%を超える原発の依存度にする、これがなかなか難しいという中で、CO₂二五%削減というのは、現実的にはもはや難しい、不可能ではないかというふうに思っています。大臣、代表選に出馬されるに当たって、今後の経済政策を考えるに当たって、まず、このCO₂二五%削減を一回取り下げて、新しいエネルギー基本計画もつくるわけですから、その上でどういう国際公約にするのかも一度考え直すべきだと思えますが、大臣の所見を伺います。

○海江田国務大臣 これは代表選とは関係ございませんが、この二五%の削減目標というのは、これはまさに鳩山元総理が国際公約として掲げた数字でございますので、やはりそれを守るといふ姿勢は掲げていきたいと思っております。

ただ、足元のところでは、どうしても原子力にかわるエネルギー、中長期的にはこれはまさに自然エネルギーということで、この自然エネルギーに私どもが力を入れるその思いというのは、まさにCO₂の排出量の問題でございますが、そこへ至る過程で、当面、石炭火力などに頼らなければいけない、あるいはLNGに頼らなければいけない、種々そういうこともございますが、ただ、いつときそういう現実があったからといって、やはり掲げている目標というものは変えてはいけない、こう考えております。

○西村(康)委員 ちよっとがっかりいたしました。

三月十一日以降、完全に状況は変わったわけですから、今の経済の現実、エネルギーの現実にとりかかり目を向けていただいて、我が国として二五%削減をさらに続けていくと、経済界はどうなるのか。ただでさえ急激な円高で空洞化を加速している中で、このことを続けていく、もしそういうお立場、今堅持をするというお立場であれば、仮に代表、総理になられても、我々は与野党の協力ができない、この点についてはできないというのでありますので、きょうはもう時間がありませんから多くは問いませんが、ぜひ現実を目を据えた政策を打ち出していきたいと思えます。

二つ目であります。それと関連しますが、石油石炭税の増税も掲げられております。

今申し上げたとおり、急激な円高。ただでさえ原発がとまって火力にシフトをして、その分電気料金も上がってくる、コストが非常に上がってくる。円高がある。さらに石油石炭税を増税するの

これは原発がとまった分、シフトしていますから、当然自然増収も、以前問いかけていたしましたが、最大七百億円ぐらい通年ベースだと出てくる可能性があるということもお答えになりました。この石油石炭税の増税も、やはり産業の国際競争力を考えたときには、一たんこれは取り下げた方がいい、もう一度考え直すべきだと思えますが、大臣、いかがですか。

○海江田国務大臣 これも大変議論のあったところでございますが、ただ、これにつきましては、私どもも、税制改正の中でそういう方向性を決めましたものですから、やはりそれは維持をしたいと思いますと思っております。

ただ、種々の、特に昨今の円高などによる企業の痛みと申しますか、企業が大変大きく傷ついているということがございますから、それに対する手当てはしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますが、石油税のところでは当面考えておりません。

○西村(康)委員 これも大変残念であります。現閣僚としてはなかなか答弁しにくいものかもしれませんが、新しい体制で与野党協力、特にこのエネルギー政策、経済政策で協力をしていくという観点からは、CO₂二五%削減とともに、石油石炭税のあり方についてももう一度見直して、エネルギー基本計画はもう一度つくり直されるわけですから、改めてぜひ出し直していただきたい、一たん取り下げていただいて考え直していただきたいというふうに思っています。

その上で、今回我々の提出した修正案に基づいて幾つか議論をしていきたいと思えますが、私は提出者ですので、大臣にお聞きをしたいと思えます。

まず、施行日を七月一日と想定しておりますが、実際にこの買い取り価格がいつ決まるのか。これまでの議論で、一番ポイントとなっている買い取り価格がこの法案の肝でありますので、これが高過ぎれば、導入は進みけれども一般家庭、企業への負担が高くなる。利益が過剰に上がり過ぎるおそれもある。しかし、低過ぎると投資が進まないということでありまして、価格の決め方が非常に難しいわけでありまして、

投資家も、価格がいつ決まるのかということでも注目が集まっているわけですが、政令をつくらなきゃいけない、パブコメをかけなきゃいけない、さらに省令もある。それから第三者委員会関係、同意人事もやらなきゃいけない、いわゆる調達価格等算定委員会です。そういうことを考えると、この買い取り価格の決定は一体いつごろになるのかということの想定をぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 まさに、本日のこの委員会で修正案を通していただきましたら、それによって私どもは執行を粛々と行うということでございまして。

とりわけ大切なのは、第三者委員会がしっかりと議論をするということでございますから、この第三者委員会の議論を行うための第三者委員

会の開催というものは、今の段階では年明け早々と
いうふうに考えております。

○西村(康)委員 早ければ年明け早々にも第三者
委員会を開いて決めるということだと思いま
すし、その後国会にも御報告いただくという規定を
修正案に入れておりますので、ぜひ、投資家に
とつてみれば早目に決めていただいた方がよいと
思いますので、手続を踏んでいただいて、修正案
にのつとつて価格を決めていただきたいと思いま
す。

その価格の設定ですけれども、先ほど申し上げ
たとおり、決め方によっては投資が進む進まな
い、消費者の負担が多くなる多くならないとい
う、この公正な決め方が非常に難しい。だからこ
そドイツでもスペインでも何度も何度も修正して
きている、見直しをしてくれているということであ
りますが、それを踏まえて、我々も、一年ごとと
いうのを場合によっては半年ごとにも設定でき
るとして修正案を出させていただいております。

よりきめ細かに、太陽光にあつては屋根と地
上、あるいは規模によつて変える。規模は大きい
方が当然コストは下がりますから、その分は若干
低目に設定されてしかるべきだと思いますし、風
力も洋上で陸上でコストが違うわけでありませ
ん、そうした点、我々は、規模、種別ごとにもう
少しきめ細かに設定すべきだという修正案を出さ
せていただいております。

政府案は非常に大ざっぱな、太陽光とそれ以外
という、一本でありましたけれども、ぜひこの点
は我々の修正案を踏まえていただいて、きめ細か
に設定をしていただきたいと思います、大臣の
所見を伺います。

○海江田国務大臣 これは委員が一番よくわか
りになっていることでありますので、私どもとす
れば、国会でこれを決めていただければ、執行者
として肅々とその執行を行っていくという立場で
ございます。

○西村(康)委員 これは、ぜひ我々修正案を提出
した立法者の意思を尊重していただいて、価格設

定をしていただければと思います。

そして、その買い取りの対象ですけれども、本
法では新設のものにのみ限ると。当然、ふやして
いくわけですから、新しい人をふやそうというこ
とで当然でありますけれども、既存の事業者から
すると、こうした制度がない中で井戸を掘って頑
張ってやってきたわけでありませぬ。この人たちが
事業を維持できないと全体としてはふえないわけ
でありますので、既存の人たちも事業を維持でき
る環境をつくつた上で、新しい人が買い取り制度
によつてふえていくことをねらっているわけであ
りますけれども、財務省に求めているわけであ
りますが、この既存の事業者は既に補助金をもらつて
事業をやっている、今後の人たちは補助金がな
い、しかし買い取りがあるということ、もちろ
ん違うわけですが、その補助金を返してで
も新しい制度に乗りたいたいという方がおられるわけ
です。

補助金適正化法とかさまざまな制約がある中
で、過去にもらつた補助金を事業者は返すことが
できるのかどうか、財務省にお聞きをしたいと思
います。

○太田政府参考人 お答えをいたします。
御質問の補助金適正化法におきましては、補助
事業者等による補助金の自主返還、自主的な返還
そのものの規定はございません。ございませんけ
れども、法律の諸規定の趣旨等に照らし合わせま
すと、既に交付済みの補助金に相当する金額を国
に納付するということが可能であるというふう
に考えております。

○西村(康)委員 そうすると、過去の事業者が、
新しい制度に乗りたい、補助金は返すと、既にそ
ういう声を上げておられるようでありませぬ
すけれども、これはなかなか難しい判断だと思
います、新設をできるだけふやそうという趣旨は
我々も同じであります、既存の事業者は井戸を
掘つた人たちということに尊重してあげたいと思
いもあります。大臣、この点、ぜひ何らかの配慮を
したかどうかと思うんですけれども、いかがで

しょうか。

○海江田国務大臣 今、西村委員からもそういう
御指摘がありました。大変難しい問題でありま
す。難しい問題であるが、検討をしていきたいと
思つております。

○西村(康)委員 ぜひ既存の事業者への配慮もよ
ろしくお願いしたいと思つております。
今回の修正案で、目的の中に国際競争力とか我
国産品の振興というものをいれました。我々、
ドイツ、スペインを視察いたしますと、安価な中
国製がドイツで五割以上、スペインでは八割を超
えるものが広がつてきている。もちろん、日本は
WTOのルールに従つて内外無差別に自由貿易で
やる、これが原則でありますけれども、しかし、
安かろう悪かろうというのはぜひ避けたい。心の
中で、できるなら国内産品の振興にもつながつて
いただきたい、国内企業にも頑張つていただきた
いという思いがあります。

まず、現状は、太陽光に限つて結構ですけれ
ども、輸入品がどのぐらいの比率であるのか、こ
れを教えてくださいたいと思つております。

○海江田国務大臣 太陽光発電で、二〇一〇年度
のフローベースでございますが、これは輸入比率
がおよそ一六％ということでございます。
○西村(康)委員 一六％ということ、今後、
ヨーロッパの例を見ますと、これが五割、六割と
ふえてくる可能性もある。もちろん、これは自由
貿易の中で競争力をつけたいといけないわけでは
ありません、品質基準とか安全基準、例えば蓄電池
なんかはまだ国際規格がないようです、安全基
準も明確でない聞いておりますが、この太陽光
についても、修正案にも一部入れましたけれど
も、こうした品質基準、安全基準をぜひしっかり
と行つべきだと考えますけれども、大臣の見解を
伺います。

○海江田国務大臣 確かに、委員御指摘のとおり、
品質基準というものがあろうかと思つて
今考えられますのは、一定の効率が継続的に確保
される設備からの電気買い取りに限定をする

か、そういう形で、品質基準というのはいつあ
うかと思つております。

それから、日本の、太陽光だけに限りませんけ
れども、そういう発電の技術などに対して、日本
でそういう技術を開発したものに對して国が補助
をしていく、研究開発などに補助をしていくとい
う形で、良質な国産品のシェアというものを拡大
していきたい、こう考えております。

○西村(康)委員 ありがとうございます。
国内のこれまで頑張つてきている太陽光、ある
いは新たに始めようとする人たち、これは蓄電池
や、今大臣おっしゃつた新たな技術開発も含めて
でありますけれども、ぜひしっかりと応援をして
いただいて、国内のこの新しい制度をてこに、ま
た、海外の市場に出ていけるようにお願いをし
たいと思つております。

いずれにしても、我々、修正案を提出いた
だいて今後の運用に当たつていただきたいと思います
ますし、日本経済の今の足元、特に空洞化のおそ
れをしっかりと見据えていただいて、現実的なエ
ネルギー政策、経済政策をとつていただきたい。
そのことが代表選につながると思つて、与野
党協力につながつていくと思つて、ぜひ大
臣にはそのことを御期待申し上げて、私の質問を
終わりたいと思つております。

ありがとうございます。
○田中委員長 次に、稲津久君。
○稲津委員 公明党の稲津久でございます。
大臣とは、この委員会でも何回も質疑をさせて
いただいて今日に至つたわけでございますけれども、
きょうは再生可能エネルギーの最終質疑とい
うことで、しっかりと議論をさせていただきたい
と思つていますが、その前に、北海道の泊原発三
号機につきまして数点お伺いをさせていただき
たいと思つております。

若干経緯についてお話し申し上げたいと思つ
ておりますけれども、先般、北海道の高橋知事が、泊原
発三号機の営業運転再開を容認するというこ

記者発表をされました。このことによりまして、福島第一原発の事故以降、初めて原発の営業運転再開が決まったということになります。しかし、私は、この営業運転再開の経緯の中で、経産省、それから安全・保安院、また安全委員会につきまして、不適切な対応があった、このことをまず指摘させていただきたいと思っております。

七月の十四日付で、北海道知事が経産大臣あてに、調整運転中の泊三号機の営業運転は再稼働に当たると、それからストレステストの第二次評価の対象になるのか、こういったことを、全部で四項目にわたって質問書を提出されました。三号機の営業運転再開は容認できるかどうかということとを、知事は、北海道議会や関係市町村に対して、この経産大臣の回答を待つて判断したい、こういうことを繰り返しお答えされてきた。

しかし、この回答には三週間も時間がかかってしまった。八月九日になってようやく大臣からの回答が出されたわけですが、回答の中には、泊原発三号機の営業運転再開はいわゆる再稼働には当たらないということ、それから、ストレステストの二次評価には、これは対象となる、こういったことが回答されたわけです。

しかし、問題は、回答したその日に、原子力安全・保安院が北海道電力に対して、三号機の最終検査を受けるよう、こういう指導をした。だから、このことに対して北海道知事も反発をして、回答をもらって、これからまさに議会や関係自治体に、検討しようということとをされようとしていたやききに、頭越して北海道電力に指示を出すという地元軽視のやり方については極めて遺憾だということ、その意思を表明されたわけです。

その後、海江田大臣が、北海道の判断が示されるまで、再開を認める、最終検査の終了証を発行することを待つというお話をされた。これで事態は一たん落ちついて、十七日の北海道知事の営業運転再開の容認、こういうことになっていったわけなんです。

私がいま最初にお伺いしたいのは、北海道側が

七月の十四日に質問書を出している、この回答に三週間も時間がかかってしまった。中身を見てみると、四項目、それほど難しい内容なのかどうかというのは、私はそう思わないですね。なぜこんなに時間がかかったのか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 稲津委員にも本当にお世話になりました。ありがとうございます。

今、北海道の泊の、再稼働と申しますよりも営業運転をしっかりと始めたということでございますが、この経緯について委員からなる事実関係のお話がありました。それとおりでございます。

特に、七月の十四日あるいは十九日から、八月の九日でしたか、そこまで時間がかかったのはなぜかというお尋ねでございますが、これは一言で申し上げると、政府の内部で、政府全体としてやはり意思の統一を図らなければいけないということ、時間で時間がかかったわけですが、これは、より具体的に申し上げますと、やはり保安院だけの検査でございます。先ほどお話がありました、安全委員会をどういう形で、安全委員会の確認をもらえるかどうかというところで若干時間がかかったということでございます。

○稲津委員 今のお答えでは、安全委員会のところでの確認に時間を要したというお答えでした。それでも三週間かかるかどうかというのは、政府内の対応が、私はこれはなかなか理解できない。

もう一つ、対応の遅さということについて申し上げたいと思うんですが、五月の十七日に、北海道から二項目にわたっての質問が出されています。これについてはまだ回答がありません。その内容の一つは福島原発と地震の関係について、もう一つは浜岡原発と泊原発などほかの原発の違いについて。この二点について北海道の高橋知事も、安全を担う国において責任ある説明をしていただく必要があり、その説明内容を踏まえて考え方を整理する、こういうことを北海道の議会でも再三答弁をなされています。これは極めて大事なことだと思っております。

繰り返しになりますけれども、いまだこの二項目については政府から回答がありません。これはどうしてなのかということ。政府からの誠意のある回答を待っていたのではないかとということなんですけれども、私は、この二点の質問に対する回答をしていない上で最終検査実施から検査終了証の交付に至るというのは、経緯としては地元軽視に当たるとは思いませんか、こう思いますけれども、大臣、どうでしょうか。

○海江田国務大臣 これは、私も回答を文書ではしてございませんが、口頭での説明は何度かしてございます。口頭での説明で御理解いただけましたもの、あるいは御理解いただけなかったものもあるやに聞いておりますので、そこは北海道とよく御相談をして、そして事務的な調整が整い次第、文書で正式な回答が欲しいということであれば、できるだけ速やかに文書による正式な回答をしたいと思っております。

○稲津委員 口頭でのお答えはされた、しかしまだ十分だとは言えない、そして文書による回答も必要であれば速やかに出したいということですが、これも、となりますと、大臣の責任のもとにおいて、文書での回答というのは速やかにされるということで確認してよろしいでしょうか。もう一度、御答弁をお願いいたします。

○海江田国務大臣 この問題につきましても、今、北海道と事務方同士で調整をしているところでありまして、これが整い次第、文書による正式な回答をしたいと思っております。

○稲津委員 ぜひこれはそうしていただきたいと思っております。極めて大事な問題だと思っております。私は、泊、北海道だけの問題じゃないと思っております。ある意味では全国的にかかわってくる話でございますので、ぜひ大臣、この任に当たっている間にしっかりと対応していただきたいと思っております。

もう一つ、これも非常に私にとっては、私だけじゃない、ごく一般的に考えても不適切と思う話なんですけれども、原子力安全委員会のチェック

についてお話を伺いたいと思っております。

今回、この泊原発三号機の営業運転再開に向けて、北海道知事が容認する判断材料の一つに、原子力安全・保安院と原子力安全委員会のいわゆる二重チェックということを評価して、そして三号機の安全性が担保される、こういう考えを示されたわけですね。菅総理も、十七日の日に記者団に対して、安全委員会もきちっとチェックしたと聞いていますから、このようにお答えをされています。

しかし、原子力安全委員会の見解は全く違う。八月十一日の原子力安全委員会委員長の記者さんたちに対する回答の中では何と言っているか。これは速記録を読みました。そうしますと、この二重チェックについて、安全委員会が独自の見解を示さなかったことをどのように考えるか、こういう質問に対して委員長は、あくまでも規制行政である原子力安全・保安院の方が責任を持って実施するものであって、決められた検査項目については、厳正に現場確認等を行い、その上で可否を判断する、安全委員会としては、あくまでも報告を聞いたという立場である。また、政府が安全委員会の意見を踏まえて決定するという方針についても、安全委員会としては何ら要請を受けていない、さらには、容認するが了承するか、そういう立場に安全委員会は法的にもないんだ、あくまでも報告を受けた、こういうことをおっしゃっています。

これは、二重チェックということにおいて考えていきますと、安全委員会が独自の見解を示すというのには、これは法的な根拠がないんだと。しかし、私は、今の原子力行政を取り巻く中で、この委員会の存在そのものがどういう形で皆さんから見られているのか、ここはやはり非常に認識が違う。この安全委員会のかかわり方で本当に安全性を担保するということ、二重チェックになっているのかどうか、これはぜひ班目委員長と経産大臣にお答えいただきたいと思っております。

○班目参考人 御質問にありましたように、原子

力安全委員会は、法令上は、定期検査の可否を判断する立場にはございません。

しかしながら、保安院の方から報告がございましたので、それに対しては、例えば長期にわたる調整運転と運転サイクルとの関係であるとか、保全計画がどうなっているのかとか、あるいは定期検査全体を通して保安院の方でどのような検査をやっているか、そこで問題点はなかったのだろうかというようなことは質問をし、その保安院の回答及び説明については確認を行ってまいります。

しかしながら、あくまでも可否の判断は規制行政庁が法に基づいてしっかりとやっていただきたい、その旨を申し添えたということでございます。

そういう意味からいいますと、我々はやはり法律にのっとって粛々とやるべきことをやっているというふうな理解でございます。

○海江田国務大臣 今、班目委員長からお話ございましたけれども、私どもの方から、まさに法律にのっとって、原子力安全委員会に検査を行ったということ報告いたしましたして、そして安全確保上の留意事項の有無などについて意見を伺ったわけでございます。その結果、原子力安全委員会からは問題点について特段の指摘がなされなかったということで、そこで、また私どもの法律的な権限であります電気事業法に基づきまして終了証を渡した、こういうことになりました。

○稲津委員 一番最初の私の質問に対して、なぜ文書回答がおくれたのかということに対して、いみじくも経産大臣から、安全委員会の回答を待っていて時間がかかったという話がありました。

そう思い合わせていきますと、この十一日の班目委員長の記者さんたちへの回答については、受け付けただけなんですということを繰り返して述べられている。今、原発を取り巻く、原子力行政をつかさどる立場の者として余りにも説明が不十分で、国民的理解は得られないと私は思います。

そういうことを思い合わせていったときに、

ちよつと次の質問がありますのでこれはこの程度にしますけれども、いずれにしましても、例えば原発の定期検査後の再稼働とか、非常にこれから国民的な議論をいただく、あるいはさまざまな方、関係者からもいろいろな議論をされる、総理もダブルチェックだと言っている、そういう状況の中で、委員長だけが、我々は受け付けをするだけですから。そういうことで本当に国民の皆さんに説明がつかますか。私はそのことを申し上げたいと思うんです。

ですから、これ以上質問しませんが、ぜひ国民の信頼を得られるようなそういう取り組みをしていただきたい、このことを強く申し上げたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの買い取り法について質問させていただきますけれども、まず第一点は、電気料金との関係性について質問させていただきます。

先ほども議論がありました。そもそも日本の電気料金は他国と比べて極めて高いということ、それが産業の空洞化や国際競争力を考えた場合でも極めて重要な課題になっているということ。

ここで私が取り上げたいのは、ここ最近、電気料金が上がってきているということなんです。九月分の電気・ガス料金の算定基準となる四月から六月までの原燃料の平均輸入価格は、八月分の基準よりも原油で約三割、それから天然ガスが五割、石炭二割、このように値上がりしています。それから、先週の十八日、十月もさらに上がる見通しという発表がありました。こういうことがまず一つ。

さらに、原発の停止に伴って、火力代替の、こういう値上がりも懸念をされるといふこと。これもさまざまな調査がありますけれども、例えば、日本エネルギー経済研究所の調査によりますと、代替燃料である石油や天然ガスの調達費が、一二年程度には約三兆五千億円もふえるんじゃないかという試算もある。ですから、こうなってきましたと、標準家庭の電気料金も一八割ぐら上がるんじゃないか、そういう指摘もあります。

それから三つ目は、福島第一原発の事故における賠償金も電気料金に転嫁される可能性がある、そういうこと。

そして、今回のこの再生可能エネルギーの買い取り法による負担増と、まさに海江田大臣は、賦課金のことあわせて、三次方程式、四次方程式と言っていますけれども、私は、価格というところを見ても、まさに三重苦、四重苦のような、そういう構造があると思います。

家計における電気料金というのは、私は基本的な支出項目だと思っております。だから、電気料金が上がってくれば上がっていくという現実があるという世帯ほど負担がふえていくという現実があるというところ。だから、こういうことを思い合わせていきますと、この電気料金の三重苦、四重苦で、上がっていくということをどのように抑止していくのかということも非常に大事な問題であると思います。

まず、政府として、現在の電気料金に関する分析、それから、今後どのように推移していくというふうな考えているのか、この点について御認識を伺いたいと思います。

○中山大臣政務官 ただいまの分析、もう先生のとおりでいうふうには私も思っております。そうはいっても、やはり家庭に電気料金はね返ってくることは大変問題でございます。今の節電でも、私どもも家庭の電気をいろいろなところを消して歩いているんですね。私がつけちゃうものから、女房が後ろをついて消して歩いている。見ましたら、この電気料金、やはり結構上がっているんですね。

ですから、対策としては節電というのが一つあるかと思いますが、もともと電力会社から料金値上げの認可申請が出された場合には、本当に経営効率よくやっているかというところを指摘しながら、私たちは国民に負担のないように、できる限りのことを考えていきたいと思っております。

○稲津委員 わかりました。

二点目は、電気料金引き下げに向けた中長期的な取り組みということでお伺いをさせていただきます。

一つは、新規の事業者が電力大手の送電網を利用して送電する際の利用料、これが電気料金の二割程度を占めるということがあって、これが非常に負担が大きいということで、新規の事業者が参入してくるについてはハードルが高くて、現実として、大手の地域独占というのが崩れていないという現実があると思います。これが電気料金引き下げに、中長期的にはその対策が必要だということの認識なんです。

ここで、電力と並ぶネットワークインフラの通信の分野を考えてみますと、国内の電話事業を独占してきた電電公社、八五年に民営化して、NTTが発足した。それで、通信市場が自由化になって。通信網の開放が進むと、新規参入で競争を活性化させた、通話料金が下がっていった。インターネットの普及も加速して、新しい産業のマーケットができてきたということ。だから、やはり自由化というのは非常に大事なことだというのがわかって思うんです。

私は、やはり電力も、停電対策等の危機管理というのはいささか質を確保していくことも大事ですけれども、同時に、競争力を高めていく必要があるのではないかと。通信分野は自由化が進んでいるんですけども、電力の自由化は実質的に進まなかった、その理由はどこにあるのかということ、この見解を伺いたい。

それからもう一点、これから一層の競争力の強化という取り組みが必要だと思っておりますけれども、今回の再生可能エネルギー制度の導入における大口需要家、それから低所得者の方々への対策、どのような施策が必要と考えているのか。

この二点についてお伺いしたいと思います。

○中山大臣政務官 ただいま送電線の利用について御指摘があったとおりでございまして、送電線はある程度独占しておりますが、これからは、いろいろな意味で、そういう問題も含めていろいろ

ろな検討をしなければならぬ。

それから、供給者の方が、電気事業者がいろいろありまして、やはり自由に参入してくるということがまず値段を下げる一番の理由だと思えます。しかし、送電をしていなければならないのは買取れないわけです。今後は、新しい新エネでも、四条、五条に、恣意的な拒否は絶対できないようになりまして、できる限り新しいエネルギーを買っていくということで考えております。

また、電力会社と、今の、新しく発電をしていくようなそういう市場をしっかりとつくとともに、電力会社とPPSとの間で送電線を使う公平性もしっかり努めていきたい、このように考えております。

○稲津委員 わかりました。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、今回、民主、自民、公明の三党合意でできた修正案については、先ほど来る質疑がありましたけれども、例えば、価格決定の基本的な考え方を法律にしっかりと明記した、それから価格決定についても、経産大臣だけではなくて関係各大臣の意見も聞ける、あるいは国会報告の義務づけ、こういったことを思い合わせていきますと、かなりのいろいろな議論をさせていただいてまいりましたけれども、まさに私どもがこの委員会でさまざまな形で議論させていただいたことが多数盛り込まれていて、そういう意味では、価格決定の一層の透明化などを初めとしたことについて、かなりのしっかりとした担保ができたんじゃないだろうか。

その意味で、関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、この法律が国民にとって極めて有益なることを願って、質問を終わらせていただきます。

○田中委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

まず、再生可能エネルギーにかかわる法案ですから、再生可能エネルギーというのは、それぞれ

の地域ごとに、どういうものが適しているのかというのがあるわけですね、異なってくるわけですが、その地域の条件に応じた再生可能エネルギーの普及には、その地域の事情に詳しい地元の中小企業に仕事が回るといふ仕組みが非常に大事だと思っております。そのことが地域経済の再生にもつながっていくと思います。

例えば、太陽光パネルを一例に挙げますと、日常的なメンテナンス、これは地域の中小業者が、国内産のものをしっかりとメンテしていくという点では非常に大事な役割を果たすことになっていくと思うんです。グローバルゼーションなどという国内産業をかなり空洞化させてしまったという失敗の教訓からも、再生可能エネルギーで中小企業の仕事と雇用をふやして地域経済の再生を図っていくということが経産省としても非常に大事な課題だと思っておりますが、最初に大臣のお考えを伺っておきます。

○海江田国務大臣 吉井委員にお答えをいたします。

それは全くそのとおりであります。それぞれの地域、わけでも中小企業を元気にしていくということは、今回のこの法案の背景でございます。

○吉井委員 次に、政府参考人に伺っておきます。

電力多消費産業には、電炉、それから中小企業が九九%を占めている鑄造、さらにはソーダ業等化学の分野がありますが、売上高、電力使用の原単位で見ると、製造業平均の八倍ぐらいのものがあります。また、これら三業種のサーチャージ負担額を八割減免すると大体七十億円ぐらい必要と見られるようですが、中小企業の割合はどれだけあるのかとか、やはり法施行に当たって直ちに実態調査をするということが経産省として必要なことだと思うんですが、最初に政府参考人に伺っておきます。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の修正案の中の十七条におきまして、いわゆる事業者の減免措置というのが定められており

ます。

特に、どういう方がその対象になるかということについては、客観性を持ち、また透明性のある形で、かつその結果が関係者あるいは国民にとって納得性のあるものになるということが極めて重要であると思っております。

したがって、今委員御指摘のとおり、製造業にいたしましても、製造業以外につきましては、この十七条に規定のある範囲内で、どういう実態があるか、つまり、電力購入量はどれぐらいなのか、あるいはその指標、分母になっている売上高はどれぐらいなのかということについては、十分な調査を行わなければいけないと思っております。この委員会での御審議の趣旨を踏まえまして、しっかりとその点は確認をした上で進めてまいります。

○吉井委員 次に、修正案の提出者に伺います。

三業種のサーチャージを八割減免することによる穴埋め財源をどうするかということ、これについて伺っておきます。

○佐藤(茂)委員 吉井委員にお答えいたします。

私も、修正案発議者として議論をいたしましたけれども、電力多消費産業について、ドイツのような軽減措置を設けられないかということ、今回、修正案に設けたところなんです。その際に、ドイツの場合は、その軽減をした分が軽減対象とならない家庭や他の産業に転嫁される、そういう状態になっております。しかし、日本で導入する場合はそのことは避けなければいけないだろう、そういうふうな我々は考えたわけでございます。そこで、今回の三党修正案の第十八条に、その不足分を補う範囲において、政府が必要な予算上の措置を講ずる、そういうことにしたところでございまして。

その予算上の措置を講ずる財源というものについては、附則の第十條第四項で、「エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め」、「この等」の中には、修正案発議者としては、電源開発促進税の収入額

も含めると私どもは考えておりますが、そういうことによつて、「第十八条の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」、そういう修正案の内容とさせていたいただいているところでございます。

○吉井委員 次に、政府参考人に伺っておきます。

まず、中小企業への配慮は当然ですが、三業種の中には超大企業も入っているわけで、そのためのものであつてはならないということだけ先に申し上げておいて、伺っておきたいのは、エネルギー特会には電源開発促進税とともに石油石炭税が入っているわけですね。すべての原発が停止したときが一つの例で、二つ目に、事故による福島原発の停止と、それから定期点検などを含めて、現在、原発は停止している状態ですね。この状態の中で、原発代替火力発電の使用で石油石炭税収がふえると思うんですが、一の例と二の例についてそれぞれ幾らになると見積もっておられるのか、これは政府参考人の方に伺っておきます。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今の御指摘の件でございますが、以前にもほかの委員にお答えをした話がございます。仮に原発が全部とまった場合ということで、全体として石油、いわゆる化石燃料にシフトするということ、当然消費がふえる、よつて税収がふえるというところで、年間で大体七百億円程度ふえるという試算を御紹介したことがございます。

二点目でございますが、現在まだ幾つか、当然原発は動いているわけでございまして、事故前の状況と、それから現在まだ動いているものの差額を勘案しまして、その分が化石燃料に行つていくということ、ガスとか石油とかいろいろな仮定を置く必要があると思っておりますけれども、試算をすることは可能でございます。

その範囲内で申し上げますと、ずっとこのまま原発が立ち上がつてこないというようなこと、本意ではございませんけれども仮にそういうことだ

とすれば、先ほどの七百億円との比較で申し上げますと、年間で大体三百二十億円程度の増収はあり得ると思います。

ただ、委員御承知のとおりでございますけれども、燃料調達の時局あるいはその契約形態、さらには、立ち上がりが、ストレステストの後どうなるかということにすべてかわりますし、それから景気全体の動向にもかわりますので、それから一概に申し上げることはできませんが、他の与件が同じであればということでも申し上げますと、それぐらいのオーダーかと存じます。

○吉井委員 石油石炭税だけに限って見ても、全部とすれば、端数も入ると七百二億ですね。現状でいくと三百二十億円が新たに税収として入ってくるので、さつき言っておられた、提案にあった七十億円ぐらいのものは、十分財源としてはあるということはおわかりました。

次に、政府参考人に伺っておきます。

かつて高知県の禰原町の再生可能エネルギーの取り組みを紹介したことがありますが、ここでは現在二基の風力発電をやっていますが、この施設をさらに二十基にふやして、小水力と太陽光、木質ペレット、木質バイオマスですね、風力などを合わせて、再生可能エネルギーで電力自給率を一〇〇%以上しようということで、山奥の小さな町ですが、取り組んでいるわけですね。エネルギーの地産地消型の町で、雇用も生まれる、地域経済も発展させようという話です。

ところが、北海道電力や四国電力は、風力買い取りに五%の枠をかけて、道電で三十六万キロワット、四電で二十五万キロワットという上限を設けて、それ以上の風力の買い取り契約はできないと言っているという報道などもあります。

これは、法の五条で接続義務を定めているんですが、これに反するわけで、今回の法律の趣旨からすると、爆発的普及を考えているときに制約を設けるのはうまくないので、これはだめな話ですから。接続義務をきちんとやはり果たさせなきゃいけないと思うのですが、政府参考人に伺ってお

きます。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

幾つかの電力会社の例を申されました。すべてデータがあるわけではございませんけれども、例えば北電等の場合におきまして、三十六万キロワット程度の連系可能容量があるわけでございまして、一部の新聞に、これはいっぱいいっぱいである、だから買えないんだというような報道があったことは承知しておりますけれども、事実で申し上げますと、まだかなり余裕がございます。

ただ、委員がおっしゃるように、今後、再生可能エネルギーの導入量がふえまると、この連系可能容量というのがいっぱいになってしまふことは当然あり得るわけでございまして、その場合は、法の五条の規定による拒否事由に当たる可能性は当然出てくる。これは論理的にあります。

ただし、この法律の趣旨にかんがみますと、今後、今の北電の場合でございます、三十六万キロワットを超えた場合でも、系統の可能量をふやすということも当然な考え方だと思っております。しかも可能であろうと思っておりますので、今後、北電、あるいはほかの電力もそうであれば、電力会社とともに、その方策について検討を行ってまいりたいと思っております。

その場合、当然、系統の増強に必要な経費をどうするか、こういうことがポイントになるかと思っております。したがって、国としても、今後どういう支援が行えるかということにつきまして、これはからの補正予算でありますとか、通常予算も含めまして、いろいろな議論をしていきたいと思っております。

仮に個々の話があれば、またいろいろ、中立機関等の調整にもまちなたいと思っております。

○吉井委員 この五条には、大臣の指導、勧告、命令もありますから、やはり接続義務をきちんと果たさせるということでやっていただきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーを買い取ることに

よって、実は、電力会社の方は、火力発電を動かさなくても済む、いわゆるたき減らしという問題があるわけですね。化石燃料の使用減やCO₂排出抑制という大きなメリットがあるわけですね。

この火力発電のたき減らし分を一キロワット時当たり幾らと見積もっているのか、この金額だけお聞かせいただきたいと思っております。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。再生可能エネルギーの分だけをいわゆる火力のたき減らしによって変換するわけでございまして、この場合は、すべての発電所の可変費用で削減されるという前提に立ちますと、キロワットアワー当たり六円という計算になります。

○吉井委員 そこで、海江田大臣の方に伺っておきたいんですが、再生可能エネルギーの買い取り費用を賦課金として電気料金に転嫁する。しかも、この電気料金引き上げを、もう一本の方の電気・ガス事業法案の中では、外生的、固定的コストの変動だとしているわけですね。大臣認可でなく、単なる届け出で認めようとしているんです。

しかし、火力発電のたき減らし分というのは、もともと総括原価の燃料費に相当するんですね。これは発電コストですから。だから、本来は低減された総括原価に基づく料金算定を行うということが必要で、その上で再生可能エネルギーの買い取り費用の負担を求めるといのが本来の筋だと思っております。

ですから、これは大臣とも以前から議論しましたけれども、今の電気料金のブラックボックスになつてるところですね。やはりこれをきちんとして、コストを明らかにさせる、このブラックボックスをはつきりさせるといことをしないと、たき減らしがあるのに、そっちは何かそつと口をつぐんでおいて、実はこれだけの分ちよつと減っているんですよとか適当なことを言いがら、賦課金だけはどうぞんふえていくという話はやはりおかしいと思っております。

これについて、大臣のお考えを伺ってお

○海江田国務大臣 吉井委員にお答えをいたします。

賦課金とは別の議論として、総括原価方式の自身がどうなっているのかということ、これは事業者会社も、例えば幾つかの会社はインターネットで発表している、そのほかはまた別な形で発表しているということがございますが、やはり総括原価方式の自身がブラックボックスになつていていような指摘もありますので、これは当然のことながら、これから料金の値上げということがもしあるとすれば、やはり経産大臣がしっかりとそのブラックボックスの中を、目の目を当てて、そして、電気料金を払っていただいている方は本当に国民お一人お一人でございますから、そういう方々に御理解が得られるようにしなければいけないというのがかねてよりの考え方でございます。

○吉井委員 時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、エネルギー特会からの財政支出をふやすことによつて、あるいは特会の自身の組み替えといえますが、そもそもブラックボックスになつていて電気料金の中には原発付加金については既に随分入っているわけですから、その組み替えによつて、賦課金というのを、一般庶民についても中小企業についても大きな負担にならないように考えていくことが十分できるので、こういうことを考えていくべきだということをお申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○田中委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。

民主、自民、公明三党の提出者にお尋ねします。電力をたくさん使う産業への賦課金の特例ということが修正案の十七条にあります。十七条の中では、電気の使用に係る原単位が、製造業にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業者、八倍という数字が出てきますけれども、七倍でもなく九倍でもなく、なぜ八倍なんですか。

○後藤(彦)委員 お答え申し上げます。
先生御案内のとおり、なぜ八倍かというのは、三党理事会派の修正案をつくる際にもかなり議論がございました。

先生御案内のとおり、先ほど私の方からも修正案の、新しく追加をした目的にも、やはり賦課金をたくさんの電気利用者の方に負担していただくということで、固定買い取りを通じて再生エネルギーを促進するという法のたてつけでありますから、企業や家庭にとっては、料金というのは当然低い方がいいわけでありまして、一方で、調達価格、料金、サーチャージの部分があれば再生可能エネルギーも促進しない。このバランスをどうするかということ、まずいろいろな議論をします。

そして、私たちがいろいろな議論をする中で、いろいろな先進事例、ドイツを含めたヨーロッパの国も、実は特例ということ、賦課金の部分でやっている国がございます。いろいろな時代背景や時間軸がかなり日本よりも先行しておりますので、それも踏まえて、高過ぎず、また安過ぎず、再生可能エネルギーを促進しつつ、そして電力多消費産業の方々に大きな負担にならないように、ひいては国際競争力を引き続き強化し国内で雇用を維持してもらうという観点から、政策的な判断として八倍ということ、バランスをとって決めたいということでございます。

○山内委員 同じような質問なんですけれども、あわせて、「百分の八十を下らない政令で定める割合」というのがあります。これは八割引きということなんですけれども、我々が買ひ物に行くとき、普通二割引き、三割引きとか半額は多いんですけれども、八割、しかもゼロと八割の間がないわけですね。この八割の、八〇%を下らないの根拠についてお尋ねします。

○西村(康)委員 お答えをしたいと思います。
この点も我々、修正協議の中で相当議論をさせていただきましたが、視察に参りましたドイツでも、買い取り価格と軽減措置についてはもう何度

も見直しをされて現行に至っております。そのことを先進国の、そうしたヨーロッパの事例を踏まえて我々考えまして、最終的にこのドイツの、ドイツでは御案内のとおり八〇%台から九〇%台の軽減措置をしている、これは参考人質疑でも明らかにしたところでありますけれども、そうしたものを踏まえて、今回、私どもでは八〇%を下らない数字で軽減措置をするということにさせていただきます。

ただ、先進国、先進事例であるドイツやスペインでも同じようにいろいろな修正を加えてきておりますので、我々もこの法律の運用状況を見ながら、さらには、施行に至る前の実態調査を政府の方でやられると思っておりますけれども、そうしたものを踏まえて、今後、先ほど御指摘のあった八倍という数字、それから八〇%という数字についても必要に応じて見直しをしてまいりたい、まいるべきだということに考えております。

○山内委員 先進事例といってもドイツとスペインと、余りないわけですから、やはり日本に合った例をこれから見直しの段階でぜひ考えていただきたいと思っております。八倍ばかりじゃなくてよくて、恐らく四倍のときは五割引きでもいいかもしれませんし、いろいろな例を今後政府の方で検討して、経済的に割に合う制度にしていきたいと思っております。

続きまして、同じく三党の提出者にお尋ねします。
修正案の八条に費用負担の不均衡の調整に関する規定がありますけれども、費用負担の不均衡を調整するために税金を投入することだと思っておりますけれども、どれぐらいの金額の税金を投入することを想定されているのでしょうか。あるいは、もし想定していなかったらそうお答えください。

○佐藤(茂)委員 山内委員の御質問にお答えをいたします。
これは修正案の最後のページ、二十一ページにも明記をさせていただいているんですけれども、

本修正の結果必要となる経費として、初年度、私ども平成二十四年の七月からと考えておりますが、ここにおいて概算で約七十億円という額を見込んでおります。

○山内委員 税金が投入されることになること、どうしてもそこにも既得権が発生しますから、この費用負担の調整をする機関が経産省の天下りの指定席になったり、あるいは特定の業界だけが潤うような形にならないように、ぜひ経産省、政府においては注意をいただきたいし、我々も見守っていきたく思っております。

送電網への接続義務の強化について、ついさっき共産党の吉井委員からも質問がありましたけれども、我々も接続義務の強化というのは大変重要だと思っております。

みんなの党は、「当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」、こういう理由があれば接続を拒否すること、この項目が削除すべきことと主張してまいりましたが、仮にこの項目が削除できないとすれば、接続を拒否できる理由というのをきちんと明確化して、具体的な基準、恣意的な理由で断らないように、拒否しないように明確な基準を置く必要があると思っておりますが、政府のお考えをお尋ねします。

○海江田(国務)大臣 この点につきましては、私も当委員会でも何度かお話をさせていただいておりますが、この法律の第五条第一項第二号に規定する「電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれ」、そうした場合としましては、余剰電力や周波数変動の発生、配電系統における電圧上昇などが考えられます。例えば、電圧上昇を原因として電気事業者が接続を拒否できる事例としましては、周波数の変動や再生可能エネルギー電源を接続することにより周辺の需要家の電圧を大きく変動させてしまう場合などということになります。

そして、このような場合でありまして、再生可能エネルギー電源の設置者が、電源、電圧を安

定させるために必要な機器を設置さえすれば拒否要件に該当しなくなるということもお答えをいたしますので、その意味では、本規定に基づきまして拒否されるケースは極めて限定されたケースとなろうかと思っております。

○山内委員 仮に拒否するようなケースが出た場合、情報公開というのは非常に重要だと思っております。納得のいく理由で拒否されるんだから恐らくいいでしょうし、ほかの業者が申請するかどうかを考えると、その検討材料にもなると思っております。そういった情報の開示、情報公開が大事だと思っておりますが、その点について政府のお考えをお聞かせします。

○海江田(国務)大臣 これは、もし納得のいかない理由で拒否をされるということになれば、当然紛争ということになるかと思っております。そういった実際の紛争の事例につきましては、その内容及び解決の結果を含め、速やかにホームページなどで公開をしていくこととさせていただきます。

○山内委員 そろそろ時間が参りましたので、最後に、政府に対してお願いというか、今後のことですけれども、この再生可能エネルギーが普及していくと、今度はそれが変な既得権になって役所と癒着をしたりといったようなことが起きないように、きちんと今の段階から配慮をしていただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。
○田中(委員)長 これにて両案及び各修正案に対する質疑は終局いたしました。

○田中(委員)長 この際、後藤(彦)君外五名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。海江田(経済産業)大臣。

○海江田(国務)大臣 御提案の修正案につきまして、政府としては異議はございません。

○田中(委員)長 これより両案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、二法案及び修正案について討論を行います。

まず、再生可能エネルギー固定価格買い取り法案についてです。

原案については、先ほどの修正案の提案理由説明として述べたとおり、基本的に評価しております。

三党修正案については、買い取り価格の決定について国会の関与及びキャップを設定しなかった点などは評価しますが、事実上三党だけの密室協議が先行したことは重大な問題であることを指摘しておきます。

みんなの党の修正案は、優先接続の強化など見るべき点もありますが、発送電分離などについては時間をかけた国民的議論と合意が必要と考えます。

次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案についてです。

本法案は、再生可能エネルギーの買い取りコストを賦課金としての電気料金に転嫁する仕組みが盛り込まれたことを受け、その料金引き上げを大臣認可ではなく届け出のみで認めるものです。これには、以下の理由から賛成できません。

反対理由の第一は、本法案が、買い取り法案の賦課金制度に限定せず、他の法律による外生的、固定的要因による料金引き上げを単に届け出のみで認める仕組みを創設していることです。

公共料金であり社会的インフラである電気料金について、届け出制度の範囲を拡大していくあり方は、料金認可制度を形骸化するもので、慎重でなければなりません。本法案は、外生的要因を口実に、電力会社にコスト低減努力を何ら求めず、需要家に対しては一方的なコスト負担を求めるものです。

再生可能エネルギーの積極的な買い取りは、電力会社にとっては火力発電コストの低減のメリットを与えます。これは、総括原価の圧縮要因です。

から、本来は電気料金の引き下げとして使用者に還元されるべきものです。電源開発促進税など外生的、固定的な原発コストを含めブラックボックスとも呼ばれる総括原価にメスを入れないまま、届け出方式を拡大することは容認できません。

反対理由の第二は、届け出による料金引き上げを電気料金のみならずガス料金にまで導入しようとしていることです。

再生可能エネルギー電気買い取り法案を奇貨として、何ら関係のないガス事業法にまで同様の仕組みを盛り込むことは、便乗改悪であり賛成できません。

再生可能エネルギーに注目すれば、日本は世界有数の資源国であり、各地の潜在能力に応じた再生可能エネルギーの爆発的普及を進め、地域に雇用と所得を生むことで、地域経済の内発的発展の道を切り開きながら、地域独占と総括原価方式に守られた電力供給のあり方そのものに検討を加えるべきであることを指摘して、討論といたします。

○田中委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党を代表して、みんなの党提出の修正案に賛成、みんなの党の修正案が否決された場合には、民主、自民、公明三党提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。

みんなの党は、再生可能エネルギー推進、脱原発の立場であり、みんなの党提出修正案の趣旨は、先ほど趣旨説明で御説明したとおりです。で、繰り返しません。

一方、民主、自民、公明三党提出の修正案では、送電網への接続義務強化、発電と送電の分離等、電力供給体制そのものを見直す改革には十分踏み込んでおらず、不十分であると認識しております。

また、政府原案はともかく、三党提出の修正案に関しては、十分な質疑時間がとれず、審議が不十分と感じる点も残るものの、みんなの党提出の修正案が否決された場合には、再生可能エネルギー推進のため、改善の策として三党提出の修正

案に賛成します。

なお、共産党提出の修正案については、納得できる点も多々ありますが、総合的に判断し、反対させていただきます。

以上で討論を終わります。

○田中委員長 これにて討論は結局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法案及びこれに対する各修正案について採決いたします。まず、山内康一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、後藤斎君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対し、後藤斎君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷畑孝君。

○谷畑委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあつては屋根用及び地上用(大規模・小規模)、風力にあつては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種類、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格の設定を行うこと。

二 本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。

三 電気事業者が、第五条第一項各号に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明をしなければならぬものとする。

四 再生可能エネルギー発電設備については、有害物質により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされ

れていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。

五 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要措置を講ずること。

六 第十七条に規定する賦課金に係る特別措置に従い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。

七 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。

八 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進を図られるよう、再生可能エネルギー発電設備を用いた者の利便性の向上を図るため、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続きの簡素化及び対応窓口を一本化する等の措置を講ずるとともに、A・D・Rの制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。

九 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、更なる支援策を検討すること。

十 地域活性化を図る観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギー電気(バイオマス、水力等)の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十一 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。

十二 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を交換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、

東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧大容量直送電線の整備等に向けて官民の役割分担、協働体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十四 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するように開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとする。

十五 附則第九条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとする。

十六 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
この際、海江田経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。海江田経済産業大臣。

○海江田国務大臣 たいだいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これら法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○田中委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案(後藤麻由外五名提出)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

日次中「第十六条」を「第十八条」に、第五章 雑則(第二十九条―第三十四条)を第六章 罰則(第三十五条―第三十九条)に改める。

第一章 費用負担調整機関(第十九条―第三十条) 第二章 調達価格等算定委員会(第三十一条―第三十七条) 第三章 雑則(第三十八―第四十三条) 第四章 罰則(第四十四条―第四十八条)

第一条中「もつて」の下に「我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他」を加える。

第三条第一項中「区分」の下に「設置の形態及び規模」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めることができる。

第三条第二項中「状況」の下に「第六条第一項の認定に係る発電、同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出が

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時三十二分散会

あつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用」を加え、同条第四項中「調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。))を「調達価格等」に改め、同条第五項中「総合資源エネルギー調査会」を「当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特

命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四條第一項第十七号及び同條第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。)の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

第三條第八項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

第四條第一項中「第六條第一項の認定に係る発電(同條第四項の規定による変更の認定又は同條第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同條第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)(当該特定供給者に係る認定発電設備)」を「(当該特定供給者に係る認定発電設備)」に改める。

第五條第一項中「第三十條第二項」を「第三十條第二項」に改める。

第六條第一項第一号中「再生可能エネルギー発電設備が再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の」に改める。

第八條第一項中「第十七條第一項」を「第十九條第一項」に、「及び第十六條」を「第十六條及び第十八條」に改め、同條第二項中「納付金」の下に「及び第十八條の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金」を加える。

第十一條第一項中「第十七條第二項」を「第十九條第二項」に改める。

第十二條第一項中「基礎として」を「基礎とし、

第十七條第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第六條の賦課金の額を勘案して」に改め、同條第三項中「より、」の下に「納付金の額及び」を「量」の下に、「第十七條第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第六條の賦課金の額に関する事項」を加える。

第三十九條中「第三十六條又は第三十七條」を「第四十五條又は第四十六條」に改め、同條を第四十八條とする。

第三十八條第一号中「第二十一條」を「第二十三條」に改め、同條第二号中「第二十三條」を「第二十五條」に改め、同條第三号中「第三十一條第二項」を「第四十條第三項」に改め、同條を第四十七條とする。

第三十七條第三号中「第三十一條第一項」を「第四十條第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同條第一項若しくは第二項」に改め、同條を第四十六條とする。

第三十六條を第四十五條とし、第三十五條中「第二十四條」を「第二十六條又は第三十三條第九項」に改め、同條を第四十四條とする。

第五章中第三十四條を第四十三條とし、第三十三條を第四十二條とし、第三十二條を第四十一條とし、第三十一條第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第十七條の規定の施行に必要な限度において、同條第一項の規定によりその事業所に対して認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その

他の物件を検査させることができる。

第三十一條を第四十條とする。

第三十條第一項中「普及」の下に「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る土地利用、建築物等に関する規制その他の」を、「在り方」の下に「及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、又は供給しようとする者の利便性の向上を図るための措置」を加え、「及びその結果」を「並びにその結果」に、「講ずるよう努めなければならない」を「講ずるものとする」に改め、同條を第三十九條とする。

第二十九條に次の一項を加える。

2 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十九條を第三十八條とする。

第五章 調達価格等算定委員会
(設置及び所掌事務)
第三十一條 資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。
(組織)
第三十二條 委員会は、委員五人をもって組織する。

(委員)
第三十三條 委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうち

から、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

8 経済産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 委員は、非常勤とする。
(委員長)
第三十四條 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)
第三十五條 委員会の会議は、委員長が招集する。

による。
4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。
(資料の提出その他の協力)

第三十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。
第四十条 第二十八條を第三十條とする。

第二十七條第一項中「第十七條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同項第三号中「第十八條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第三項中「第十七條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十六條を第二十八條とする。
第二十五條中「第十八條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十四條を第二十六條とし、第十八條から第二十三條までを二条ずつ繰り下げる。

第十七條第一項第四号中「第二十七條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第三章中第十六條の次に次の二条を加える。
(賦課金に係る特例)
第十七條 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の

開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量)をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十條第二項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位に應じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該事業所の名称及び所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省

令で定めるところにより、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
(予算上の措置)

第十八條 政府は、第八條第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「平成二十四年七月一日」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八條並びに第十條第一項及び第五項の規定 公布の日
二 第五章並びに附則第二條、第五條、第十四條及び第十五條(経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第十九條第一項第四号の改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第三條及び第四條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則第四條中「第十七條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項」を「第二十二條並びに第二十一條第一項」に改める。
附則第五條を削り、附則第四條を附則第五條とし、附則第三條の次に次の一条を加える。

第四條 第十七條第一項の規定による認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、同条第一項の認定

を受けることができる。
2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第十七條第一項の規定により認定を受けたものとみなす。
附則第六條を次のように改める。
(太陽光発電設備に係る特例)
第六條 太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)であつて、この法律の施行の際現にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第五條第一項に規定する判断の基準となるべき事項(同項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づき一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係る設備として経済産業省令で定める要件に適合している旨の経済産業大臣の認定を受けたものを用いた発電については、この法律の施行の日第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての第四條第一項、第六條第四項、第六項及び第七項並びに第九條第一号の規定の適用については、第四條第一項中「当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあっては、経済産業省令で定める期間」とあるのは、「前条の規定の調達期間に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める期間」と、「当該認定発電設備に係る調達価格」とあるのは、「同条の規定の調達価格に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める価格(以下「特例太陽光価格」という。)」と、第六條第四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則第六條第一項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなさ

る」とあるのは、「同条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。」

2 前項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての第四條第一項、第六條第四項、第六項及び第七項並びに第九條第一号の規定の適用については、第四條第一項中「当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあっては、経済産業省令で定める期間」とあるのは、「前条の規定の調達期間に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める期間」と、「当該認定発電設備に係る調達価格」とあるのは、「同条の規定の調達価格に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める価格(以下「特例太陽光価格」という。)」と、第六條第四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則第六條第一項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなさ

る」とあるのは、「同条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。」

2 前項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての第四條第一項、第六條第四項、第六項及び第七項並びに第九條第一号の規定の適用については、第四條第一項中「当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあっては、経済産業省令で定める期間」とあるのは、「前条の規定の調達期間に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める期間」と、「当該認定発電設備に係る調達価格」とあるのは、「同条の規定の調達価格に係る部分に限る。」の例に準じて経済産業大臣が定める価格(以下「特例太陽光価格」という。)」と、第六條第四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則第六條第一項の規定により第六條第一項の規定による認定を受けた発電とみなさ

れる発電(以下「特例太陽光発電」という。)に係る附則第六條第一項の太陽光発電設備」と、同條第六條中「第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれか」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第六條第一項の太陽光発電設備(第四項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)が同條第一項の経済産業省令で定める要件」と、同條第七條中「第二項及び第三項」とあるのは「第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する」とある場合において、第二項中「前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第六條第一項の太陽光発電設備が同項の経済産業省令で定める要件に」と、「同項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする」と、第九條第一號中「調達価格」とあるのは「調達価格(特例太陽光発電による電気について特定契約に基づき調達した場合にあつては、特例太陽光価格)とする。

附則第十一條を附則第十六條とする。
附則第十條中「平成十一年法律第九十九號」を削り、経済産業省設置法第十九條第一項第四號の改正規定の前に次のように加える。
目次中「第十九條」を「第十九條の二」に改める。
第十八條に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、調達価格等算定委員会とする。
附則第十條中「経済産業省設置法第十九條第一項第四號の改正規定を次のように改める。
第十九條第一項第四號中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二號)」を削り、第四章第二節第二款同條の次に次の一條を加える。
(調達価格等算定委員会)
第十九條の二 調達価格等算定委員会について

は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
附則第十條を附則第十五條とし、附則第九條を附則第十三條とし、同條の次に次の一條を加える。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第十四條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。
第一條第六十五號の次に次の一號を加える。
六十五の二 調達価格等算定委員会委員
附則第八條中「附則第七條」を「附則第十一條」に改め、同條を附則第十二條とする。
附則第七條を附則第十一條とし、附則第六條の次に次の四條を加える。
(特定供給者が受けるべき利潤に対する特別の配慮)
第七條 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。
(再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方等の検討等の早期の実施)
第八條 国は、前條に定める期間における再生可能エネルギー電気の利用の拡大に資するため、再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方及び再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者の利便性の向上を図るための措置についての検討並びにその結果に基づき必要な措置をできるだけ早期に実施するよう努めるものとする。
(東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に対する賦課金に係る特例)
第九條 第十六條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、東日本大震災(平成二十

三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次條第一項において同じ。)により著しい被害を受けた事務所、住居その他の施設又は設備に係る電気の使用者であつて政令で定めるものに対し支払を請求することができる同條の賦課金の額は、零円とする。
2 前項の場合における第十二條第一項及び第三項の規定の適用については、「係る電気の使用者」とあるのは、「係る電気の使用者及び附則第九條第一項に規定する電気の使用者」とする。
(見直し)
第十條 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一號)第十二條第一項に規定するエネルギー基本計画(以下この条において「エネルギー基本計画」という。)が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されること又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六條の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。

4 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め第十八條の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
5 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減する観点から、電気の供給に係る体制の整備及び料金の設定を含む電気事業に係る制度の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
本修正の結果必要とする経費は、平成二十四年度において約七十億円の見込みである。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案
(吉井英勝君提出)
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。
附則第六條の見出しを「(この法律の見直し)」に改める。
附則中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とし、第九條を第十條とする。
附則第八條中「附則第七條」を「附則第八條」に改め、同條を附則第九條とし、附則第七條を附則第八條とする。
附則第六條の次に次の一條を加える。
(電気の使用者に配慮した負担の見直し)
第七條 政府は、原子力から再生可能エネルギー源の利用への転換の推進等のエネルギー政策の見直しが必要であることに鑑み、電気の使用者の負担が過重となることのないよう、電源開発促進税の課税の目的を含めたエネルギーの需給に伴う負担の在り方について見直しを行い、そ

第一類第九号 経済産業委員会議録第十九号
平成二十三年八月二十三日

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案

(山内康一君提出)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

日次中「第三十四条」を「第三十六条」に、「第三十五条」第三十九条を「第三十七条」第四十一条に改める。

第二条第四項第五号中「第六条第三項及び第八項」を「第三十四条」に改める。

第三条第二項及び第三項中「勘案して」を「勘案し、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の速やかな拡大を図る観点から」に改め、同条第六項中「これ」の下に「国会に報告するとともに、」を加える。

第四条第一項中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第五条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「及び第三項」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第三十九条中「第三十六条」を「第三十八条」に、「第三十七条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十八条を第四十条とし、第三十五条から第三十七条までを二条ずつ繰り下げ、第五章中第三十四條を第三十六條とし、第三十三條を第三十五条とする。

第三十二条中「当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には」を「当たっては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、環境大臣に協議しなければならない。

一 経済産業省令を定め、又はこれを変更しようとするとき。

二 第三条第一項の規定により調達価格等を定め、又は同条第七項の規定により調達価格等を改定しようとするとき。

三 第六条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

四 第十二条第二項の規定により納付金単価を定めようとするとき。

五 第十七条第一項の規定による指定又は第二十七條第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

六 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による認可又は変更の認可をしようとするとき。

七 第二十一条の規定による許可をしようとするとき。

3 環境大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため特に必要があると認める場合には、経済産業大臣に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

第三十二条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣及び国土交通大臣との関係) 第三十四条 経済産業大臣は、第六條第一項の認定(同条第三項の変更の認定を含む。)をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマスと電気と交換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣又は国土交通大臣に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、第六條第一項第二号の経済産業省令(発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(税制上の措置) 第三十二条 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、再生可能エネルギー発電設備に係る所得税又は法人税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第二条から第四条まで、第六条、第八条から第十条まで及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第三十三條第二項」に改め、「これ」の下に「国会に報告するとともに、」を加える。

附則第四条中「並びに」を、「」に改め、「第二項」の下に「並びに第三十三條第二項」を加える。

附則第五条第二項中「第六條第四項、第六項及び第七項」を「第六條第三項、第五項及び第六項」に、「第六條第四項中」を「第六條第三項中」に、「同条第六項中」を「同条第五項中」に、「(第四項)」を「(第三項)」に、「同条第七項中」第二項及び第三項とあるのは「第二項」と、を「同条第六項中」に改める。

附則中第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とし、附則第八条中「附則第七条を」附則第十一条に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第七条を附則第十一条とする。

附則第六条の見出しを「(この法律の見直し)」に改め、同条中「三年」とを「二年」とに、「平成三十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(電気事業に係る制度の見直し) 第八条 政府は、再生可能エネルギー電気の調達に伴う電気の利用者の負担を軽減する観点から、この法律が施行されるまでの間に、発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離の実施その他電気事業に係る制度の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギー電気の効率的な供給等を可能とする社会システムの導入の推進の検討) 第九条 政府は、地域における需要に応じた地域内での再生可能エネルギー電気の効率的な供給及び電気の効率的な使用を可能とする社会システムの導入の推進について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

この法律が施行されるまでの間に、発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離の実施その他電気事業に係る制度の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギー電気の効率的な供給等を可能とする社会システムの導入の推進の検討) 第九条 政府は、地域における需要に応じた地域内での再生可能エネルギー電気の効率的な供給及び電気の効率的な使用を可能とする社会システムの導入の推進について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(エネルギー政策に関する行政組織の在り方等の検討) 第十条 政府は、環境保全の観点から電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、エネルギー政策に関し、環境省も含めた行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故の発生後に開始された再生可能エネルギー電気の供給への配慮) 第六条 経済産業大臣は、第六條第一項第一号の基準の設定又は同項による発電の認定に当たっては、平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故の発生後に電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給に適切に配慮するものとする。

附則第七条を附則第十一条とする。

附則第六条の見出しを「(この法律の見直し)」に改め、同条中「三年」とを「二年」とに、「平成三十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条を附則第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(電気事業に係る制度の見直し) 第八条 政府は、再生可能エネルギー電気の調達に伴う電気の利用者の負担を軽減する観点から、この法律が施行されるまでの間に、発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離の実施その他電気事業に係る制度の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギー電気の効率的な供給等を可能とする社会システムの導入の推進の検討) 第九条 政府は、地域における需要に応じた地域内での再生可能エネルギー電気の効率的な供給及び電気の効率的な使用を可能とする社会システムの導入の推進について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一類第九号

經濟産業委員会議録第十九号

平成二十三年八月二十三日

平成二十三年八月二十九日印刷

平成二十三年八月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F